

令和 8 年度事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日)

I 基本方針

公正で安心安全な不動産取引と会員・消費者から信頼・評価される不動産情報の提供をめざし、宅地建物の取引に関する情報の登録及び提供の事業を通じて不動産取引市場の一層の透明化と活性化に寄与すべく各事業に取り組む。

また、共同利用を行っているレインズシステムについて、4 機構連携して円滑かつ安定的な運営をめざす。

II 事業計画

1 不動産情報交換事業

- (1) 宅地又は建物の売却を希望する依頼者から委託を受けた会員からの物件登録情報を広域的に共有化し、購入を希望する依頼者が多数の物件から比較選択できるよう会員に対して物件情報を提供する。
- (2) 宅地又は建物に関する情報の登録が行われたときは、当該登録をした会員に対し、登録を証する書面を発行する。
- (3) 会員から成約情報の収集を行い、他の会員に対して当該情報を提供する。
- (4) 共同利用しているレインズシステムについて、4 機構連携して、全国指定流通機構連絡協議会運営委員会等によりレインズシステムの円滑な運営を行う。
- (5) 適正な情報登録、公正な取引を促進するため、サブセンターと連携した取り組みを行う。
- (6) 「規制改革実施計画」(令和 2 年 7 月 1 7 日閣議決定)を踏まえ、国土交通省等と協力し、レインズにおける不動産流通市場の活性化、運用ルールの徹底等のための施策について、検討及び必要な対応を行う。

2 流通機構制度及び不動産流通市場に関する調査研究・啓発普及

- (1) 次期レインズシステムに向けて、利用しやすいレインズシステムをめざし、企画システム委員会等で改善点等の検討を行う。
- (2) 指定流通機構の活用状況を会員及びサブセンター等に公表する。
- (3) 成約情報に基づく市況情報をホームページで公表し、市況動向及び不動産情報提供のあり方及び充実策について研究する。
- (4) ホームページ等を通じ媒介契約制度や当機構に関する活動などを公開し、消費者及び会員に対する啓発活動に取り組む。

3 会員への指導・研修

- (1) ワーキンググループ等で検討を行った内容について、必要な説明、周知を行う。
- (2) 適正な取引の確保及びレインズ情報の適正利用を促進するため、サブセンターと連携し、啓発に取り組む。
- (3) レインズシステムの操作方法、規程・ガイドライン等の理解を深めるため、サブセンターと連携し、必要に応じて研修会等を行う。

4 効率的な業務運営及び整備

- (1) 公益社団法人として、より適切で健全かつ透明性のある業務・財政運営と組織の整備に取り組む。
- (2) 次代を担う人材の育成を行う。
- (3) 新公益法人制度への対応を行う。
- (4) 個人情報保護法及び関係諸法令に基づき、個人データの安全管理に関する適切な措置を講じる。
- (5) 関係官庁、関係団体等と協力・連携を図り、公益目的事業の実現に向けた取組みを行う。
- (6) 4機構間の連携を図るため、全国指定流通機構連絡協議会、事務局会議等により情報交換及び協議・検討を行う。